

博物館モニター設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、ミュージアムパーク茨城県自然博物館（以下「自然博物館」という。）におけるモニター（以下「博物館モニター」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 ミュージアムパーク茨城県自然博物館館長（以下「館長」という。）は、自然博物館の運営等に対して意見や提案等を行う者として、博物館モニターを設置する。

2 博物館モニターは、茨城県職員による博物館モニター（以下「県職員モニター」という。）及び県民、市民による博物館モニター（以下「市民モニター」という。）により構成する。

(資格)

第3条 博物館モニターは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県職員モニターにあつては、茨城県教育委員会に所属する者を除いた県職員（会計年度任用職員を除く。）のうち、自然博物館の活動に関心を持ち、かつ博物館モニターとして熱意を有する者
- (2) 市民モニターにあつては、茨城県内又は茨城県の近県に住所を有する18歳以上の者（茨城県職員、茨城県議会議員を除く。）のうち、自然博物館の活動に関心を持ち、かつ博物館モニターとして熱意を有する者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、博物館モニターとなることができない。

- (1) 国又は地方公共団体の行政モニターとして現に活動している者
- (2) 過去に自然博物館職員であった者
- (3) 自然博物館の運営に直接関係している者（博物館ボランティアを含む。）

(定数)

第4条 博物館モニターの定数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 県職員モニター100名以内
- (2) 市民モニター 200名以内

(選考及び委嘱)

第5条 県職員モニターは、庁内で公募するものとし、応募した者の中から地域、年齢及び性別に留意して自然博物館企画課（以下「企画課」という。）が選考し、館長がこれを委嘱する。

2 市民モニターは、一般公募によるものとし、応募した者の中から地域、年齢及び性別に留意して企画課が選考し、館長がこれを委嘱する。

(委嘱期間及び改選)

第6条 博物館モニターの委嘱期間は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、委嘱期間満了前に開始し満了後も継続している企画展がある場合には、当該企画展終了までを委嘱期間とする。

3 博物館モニターは更新することができない。ただし、委嘱期間に年1回以上来館し意見を提出した者で、モニター制度の本旨に従った活動を継続する意思がある者については、

一度に限り(県職員モニターについては二度まで)更新することができる。

(職務)

第7条 博物館モニターは、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 自然博物館が実施するアンケート調査等への協力
- (2) 運営、展示、イベント、施設設備等に対する意見、提案等の提出
- (3) その他、館運営の参考とするため自然博物館から依頼された事項への協力
(意見書等の配付及び提出)

第8条 前条第1号及び第2号までに規定するアンケート及び意見等の用紙については、あらかじめ企画課から各博物館モニターへの郵送又は自然博物館受付への備え付けにより配付するものとし、その提出は次のいずれかの方法による。

- (1) 自然博物館来館時に博物館職員へ直接提出又は「あなたの声」ボックスへの投函
- (2) 電子メール、ファクス又は郵送
- (3) その他、自然博物館に確実にかつ速やかに到着する方法
(意見等の処理)

第9条 博物館モニターから提出された意見等は、企画課において取りまとめる。

- 2 企画課においてとりまとめた意見等は、関係課に回覧するとともに、対応の必要があると認められるものについては、その緊急性を考慮して対応する。
- 3 企画課は、博物館モニターの意見等に対する処理状況を整理するとともに、回答が必要と判断される意見等に対しては、速やかに意見等の提出者に回答する。

(情報の提供)

第10条 博物館モニターの活動に必要な情報(企画展開催についての情報を含む)は、定期的に企画課がこれを提供する。

(登録証及び入館等)

第11条 館長は、博物館モニターに「博物館モニター証」(様式1-1)を発行することにより、委嘱する。

- 2 博物館モニターは、モニター委嘱を受けている期間にあつては、自然博物館受付で博物館モニター証を提示することにより自然博物館内へ無料で入館することができる。
- 3 博物館モニターは、博物館モニター証を紛失した場合には、「博物館モニター証紛失届兼再発行願」(様式2)を提出し、博物館モニター証の再発行を受けることができる。
- 4 自然博物館は、前項の規定により博物館モニターから博物館モニター証紛失届兼再発行願が提出されたときは、速やかに再発行のモニター証(別記様式1-2)を発行する。
- 5 自然博物館は、各企画展開催期間中1回に限り、博物館モニターの家族等、同伴者の意見を徴することを目的として、企画展に係る招待券引換券を博物館モニターに交付する。

(登録抹消・変更)

第12条 博物館モニターは、本人が活動を継続できない事情等が発生した場合、本人又は家族からの登録抹消届(様式3)等の申出により、いつでも登録抹消できるものとする。

- 2 前項の申出による場合のほか、県職員モニターについては、退職等により茨城県職員としての身分を有しなくなった場合には、自動的に博物館モニターの登録を抹消するものとする。

3 前2項の規定により博物館モニターに欠員が生じた場合でも、博物館モニターが全て不在になる等特段の事情がない限り、委嘱期間途中での補充は行わないものとする。

4 博物館モニターは、自然博物館に登録した住所等に変更が生じた場合は、速やかに登録事項変更届（様式4）を提出するものとする。

（費用負担）

第13条 博物館モニターの活動に関する一切の経費は、博物館モニターが負担する。

（その他）

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は館長が別に定める。

付 則

この要項は、平成15年3月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成15年5月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成17年6月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成25年4月20日から施行する。

付 則

この要項は、令和5年3月3日から施行する。

様式1-1 （博物館モニター証）※名刺サイズ、ラミネート加工

表面

ミュージアムパーク茨城県自然博物館モニター証	
登録番号 100	氏名 ○○○○○○
登録期間 ○○年○○月○○日～○○年○○月○○日	
但し、期間満了前に企画展開催となった場合は、上記期間にかかわらず、当該企画展終了まで有効とする。	
館マーク	ミュージアムパーク茨城県自然博物館
	館長 (館長名) 印

裏面

1 本証を入口の受付にてご提示ください。 入館券を1枚交付いたします。
2 本証は、本人以外での使用はできません。ご注意ください。
3 本証を紛失された場合、再発行手続きをしますので、 受付にお話してください。 なお、発見された場合は、再発行証を返還してください。

様式1-2 （博物館モニター再発行証）※名刺サイズ、ラミネート加工

表面

ミュージアムパーク茨城県自然博物館モニター証 再発行	
登録番号 100	氏名 ○○○○○○
登録期間 ○○年○○月○○日～○○年○○月○○日	
但し、期間満了前に企画展開催となった場合は、上記期間にかかわらず、当該企画展終了まで有効とする。	
館マーク	ミュージアムパーク茨城県自然博物館
	館長 (館長名) 印

裏面

※裏面は様式1-1に同じ

様式2 ※A4サイズ

博物館モニター証紛失届兼再発行願

年 月 日

ミュージアムパーク
茨城県自然博物館長 様

住 所 _____

氏 名 _____ 印

モニター番号 (_____)

モニター証を紛失してしまいましたので、再発行手続き
をお願いいたします。

なお、モニター証が発見された際には、速やかに再発行
を返納いたします。

様式3 ※A4サイズ

博物館モニター登録抹消届

年 月 日

ミュージアムパーク
茨城県自然博物館長 様

住 所 _____

氏 名 _____ 印

モニター番号 (_____)

博物館モニターを継続するに困難な事情が発生してし
ましたので、登録抹消願いたく、モニター証を添えて
提出いたします。

様式4 ※A4サイズ

博物館モニター登録事項変更届

年 月 日

ミュージアムパーク
茨城県自然博物館長 様

住 所 _____

氏 名 _____ 印

モニター番号 (_____)

博物館モニターに登録してある事項に変更が生じまし
たので、届出いたします。

登録事項	変更前	
(住所・姓・TEL)	変更後	